

- 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百一十五号）（抄）（第五条関係）【公布の日施行】

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案 【平成二十九年四月一日施行】	現 行 【平成二十八年四月一日施行】
（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正）	（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正）
【平成三十四年四月一日施行】	【平成二十八年四月一日施行】
<p>第二条の二　社会福祉士及び介護福祉士法の一部を次のように改正する。</p> <p>第四十条第二項第二号中「従事した者」の下に「であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの」を加え、同項第三号中「前号」を「前二号」に、「能力」を「知識及び技能」に改める。</p> <p>第三条　社会福祉士及び介護福祉士法の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十九条を次のように改める。</p> <p>（介護福祉士の資格）</p> <p>第四十条第二項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項有する。</p>	<p>（新設）</p> <p>（注） 第二条の二の規定による社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正は、平成二十八年四月一日施行のまま施行させる。</p>

第六号とし、同項第二号を同項第五号とし、同項第一号を同項第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

第四十四条中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二

項第一号から第三号まで及び第五号」に、「第四十条第二項第一号」を

「同項第四号」に改める。

第三条の二 社会福祉士及び介護福祉士法の一部を次のように改正する。

(削る)

(注) 第三条の二の規定による社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正は、平成二十八年四月一日施行から平成三十四年四月一日施行に変更する。

第三条 社会福祉士及び介護福祉士法の一部を次のように改正する。

第三十九条を次のように改める。

(介護福祉士の資格)

第三十九条 介護福祉士試験に合格した者は、介護福祉士となる資格を有する。

第四十条第二項第三号中「前号」を「前各号」に、「能力」を「知識及び技能」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号中「従事した者」の下に「であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの」を加え、同号を同項第五号とし、同項第一号を同項第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

第四十四条中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで及び第五号」に、「第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改める。

（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（削る）

（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一

(略)

二 次条第一項及び第三項の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三
(略)

四 次条第二項の規定　社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十

八年法律第二十一号の公布由

六| 第三条の二の規定並びに附則第七条、第十条及び第十一条の規定

平成三十四年四月一日

(準備行為)

第二条

第二条の二の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第二号の規定による学校及び養成施設の指定並びにこれに関する必要な手続その他の行為は、前条第五号に掲げる規定の施行前においても、同項第二号の規定の例により行うことができる。

第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（以下「新

第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（以下「新法」という。）第四十条第二項第一号から第三号までの規定による学校及び養成施設の指定並びにこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、同項第一号から第三号までの規定の例により行うことができる。

第六条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の社会福祉士

一
(略)

二 次条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において
政令で定める日

三
(略)

(新設)

(新設)

(新設)

(準備行為)

第二条

(新設)

第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（以下「新法」という。）第四十条第二項第一号から第三号まで及び第五号の規定による学校及び養成施設の指定並びにこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、同項第一号から第三号まで及び第五号の規定の例により行うことができる。

第六条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の社会福祉士

及び介護福祉士法（以下「旧法」という。）第三十九条各号のいずれかの要件に該当する者は、新法第三十九条の規定にかかるらず、介護福祉士となる資格を有する。

士となる資格を有する。

第六条の二 この法律の施行の日から平成三十四年三月三十一日までの間

に新法第四十条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つた者（前条の規定により介護福祉士となる資格を有する者を除く。）は、新法第三十九条の規定にかかるらず、当該該当するに至つた日（以下「要件該当日」という。）以後要件該当日の属する年度の翌年度の四月一日から起算して五年を経過する日（次項及び次条において「五年経過日」という。）までの間、介護福祉士となる資格を有する。

前項の規定により介護福祉士となる資格を有するものとされた者（五年経過日までの間に介護福祉士試験に合格した者を除く。以下「要件該当者」という。）が受けた介護福祉士の登録は、当該要件該当者が五年経過日までの間に介護福祉士試験に合格しなかつたときは、五年経過日にその効力を失うものとする。

（新設）

及び介護福祉士法第三十九条各号のいずれかの要件に該当する者は、新法第三十九条の規定にかかるらず、介護福祉士となる資格を有する。

新

第六条の三 要件該当者であつて、五年経過日までの間に介護福祉士の登録を受けたものが、要件該当日の属する年度の翌年度の四月一日から五年経過日までの間継続して介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十三条第九項の規定により読み替えて適用する同法第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項に規定する介護等の業務に

従事した場合には、新法第三十九条及び前条第二項の規定にかかわらず、五年経過日の翌日以後においても、介護福祉士となる資格を有する。

第六条の四 要件該当者であつて、附則第六条の二第一項の適用を受ける

期間中に育児休業等（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業、同条第二号に規定する介護休業その他これらに準ずるものとして厚生労働省令で定める休業をいう。）をしたものに対する前二条の規定の適用については、同項中「五年を」とあるのは「五年に附則第六条の四に規定する育児休業等の期間（当該期間が五年を超えるときは、五年）を加えて得た期間を」とし、前条中「から五年経過日までの間」とあるのは「から五年経過日までの間（次条に規定する育児休業等の期間を除く。）」とする。

第七条 附則第一条第六号に掲げる規定の施行の際現に准介護福祉士という名称を使用している者については、第三条の二の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法附則第七条の規定は、同号に掲げる規定の施行後六月間は、適用しない。

（新設）

第七条 この法律の施行の際現に准介護福祉士という名称を使用している者については、新法附則第七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。